

令和8年度双葉町プレミアム付商品券取扱店要項

双葉町商工会

1. 目的

この事業は、「福島県事業再開・帰還促進事業交付金」を活用しプレミアム付商品券を発行することにより、町内経済の活性化を促進し、事業再開や住民の帰還促進を図ることを目的とする。

2. 管理及び名称

- (1) 実施主体：双葉町
- (2) 業務受託：双葉町商工会
- (3) 商品券名称：双葉町プレミアム付商品券

3. 商品券

- (1) 総販売額：20,000千円（総発行額30,000千円）
- (2) 発行額面：1枚1,000円券及び1枚500円券
- (3) 販売内容：1,000円券5枚と500円券20枚の計25枚綴りを1セットとし、10,000円で販売
- (4) 販売期間：令和8年7月25日（土）～令和8年10月31日（土）
※購入対象者により販売開始日が異なる。
- (5) 使用期間：令和8年7月25日（土）～令和9年1月31日（日）
- (6) 換金受付期間：令和8年8月3日（月）～令和9年2月26日（金）
- (7) 購入限度：一人あたり6セット（60,000円）まで購入可能

4. 購入対象者

- (1) 購入日時点で住民登録している方
確認方法⇒本人確認証（運転免許証、マイナンバーカードなど）（※1）

(1) のみ住民票上同一世帯であれば世帯人数分も含め代理購入可能。その際は、下記のいずれかの提示が必要。

- ・ 委任状と世帯員全員の住民票及び受任者の本人確認証
 - ・ 委任状と受任者及び委任者の本人確認証（委任者は写し可）
- ※本人確認証の住所が同一であることが必要。

- (2) 平成23年3月11日時点で住民登録しており転出された方
確認方法⇒本人確認証及び当時住民であったことがわかる書類（※2）

- (3) 購入日時時点で住民登録していないが双葉町内にお住まいの方
確認方法⇒本人確認証及び町内住所記載のある公共料金等の領収書
- (4) 購入日時時点で町内の事業所に勤務されている方
確認方法⇒本人確認証及び勤務先が作成した勤務証明書
- ※1：本人確認証は、原則顔写真のついている公的証明書
※2：被災証明書、通行カードなど

5. 販売日程及び場所

(1) 特別販売会

- ア 購入日時時点で住民登録している方・平成23年3月11日時点で住民登録しており転出された方
7月25日(土) 午前10時～午後3時 双葉町産業交流センター会議室
- イ 全購入対象者
7月26日(日) 午前10時～午後3時 双葉町産業交流センター会議室
7月29日(水) 午前11時～午後3時 双葉町役場いわき支所

(2) 通常販売

- ア 平日販売
7月27日(月)～10月の平日 午前10時～午後2時
- イ 平日夜間販売
7月28日(火)～8月の平日毎週火曜日、木曜日 ～午後7時
9月～10月の平日毎週火曜日 ～午後7時
- ウ 休日販売
7月～8月 月2回土曜日 午前10時から午後2時
9月～10月 月1回土曜日 午前10時から午後2時
- ※販売場所：双葉町商工会
※販売日、販売場所については、変更になる場合がございますので別途HP等でお知らせします。

6. 取扱店要件

取扱店として登録が可能な店舗は、双葉町内に立地する店舗のうち、有人で対応をすることが可能な店舗とする。

※町外店舗からの宅配、移動販売等は対象外

7. 対象業種

- (1) 飲食業
(2) サービス業(小売業)

- (3) 宿泊業
- (4) ガソリンスタンド業
- (5) 建設業・土木工事業（個人用住宅修繕及び同敷地の立木伐採工事等）

等

8. 取扱店登録

様式1『双葉町プレミアム付商品券取扱店登録申請書』を持参若しくはメール又は郵送にて提出してください。内容確認後、登録証をお送りします。

提出期限：令和8年5月18日（月）午後3時必着

【提出場所】

持参・郵送：双葉町商工会双葉事務所

〒979-1401

双葉町大字中野字高田1番地1

双葉町産業交流センター405号室

メール：futaba_skk@aioros.ocn.ne.jp（PDFにて送付）

※上記締切は、7月に発行予定のチラシに掲載することができる期限です。

期限以降も、随時受付をいたします。ただし、HP等での周知になりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

9. 使用方法

『双葉町プレミアム付商品券』取扱店の表示のある事業所で、各種商品及び各種サービスの対価として使用することができる。

☆注意事項

- ①この商品券は、現金との引き換えは行わない。
- ②この商品券使用に際し、お釣りは出さない。
- ③この商品券は、次にあげるものには使用できない。
 - ・国、地方公共団体への支払及び、公共料金（光熱水費・ガス料金）の支払い。
 - ・有価証券、商品券、酒券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの購入。
 - ・換金及び、金融機関への預け入れ。
 - ・事業活動に伴い、使用する原材料、機器類、仕入れ商品等への支払い。
 - ・土地、家屋、家賃、地代、駐車料等不動産に係る支払い。
 - ・煙草の購入。
 - ・特定の宗教、政治団体と関わるもの、公序良俗に反するもの。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い。

- ④この商品券は、有効期限を過ぎた場合は一切使用できない。
※有効期限は令和9年1月31日（日）です。
- ⑤この商品券は、購入者本人のみ使用可能である。
※使用時に購入証明書を確認して下さい。
- ⑥この商品を第三者に転売・譲渡及び換金を行ってはいけない。

10. 住宅修繕や立木伐採工事等を行う事業者について

(1) プレミアム付商品券の支払対象となる事業

- ① 双葉町内の個人用住居や敷地における上記工事。

(2) 対象とならない事業

- ① 賃借用住宅（アパート等含む）など事業に供する目的の建物の修繕工事
- ② 賃借用住宅（アパート等含む）など事業用敷地の立木伐採工事等

11. 換金手続き

取扱店は、受け取った商品券の裏側に取扱店名を記入又は押印し、必要事項等を記入した様式2『双葉町プレミアム付商品券換金請求書』と併せて双葉町商工会に提出し、換金手続きを行う。

双葉町商工会は、提出された商品券及び換金請求書記載内容に不備が無いことを確認し、受領日の翌週金曜日までに取扱店が指定する口座に請求金額を振り込む。

☆換金受付：令和8年8月3日（月）～令和9年2月26日（金）までの

午前9時～午後5時 双葉町商工会にて換金受付

※換金期限を過ぎた場合は、換金できません。

12. その他

- (1) 取扱店が、自ら若しくは従業員等が購入した商品券で、各種商品及び各種サービスの対価としての使用を経ない商品券の換金について発行管理者及び業務受託者は一切応じない。
- (2) 商品券の盗難、紛失または滅失等に対し、発行管理者及び業務受託者はその責を負わない。
- (3) 利用者が取扱店舗を視認できるよう、店舗等への掲示物（ポスター等）の掲示を行うこと。

13. 各種問合せ先

(1) 問合せ

☆双葉町商工会双葉事務所

双葉町大字中野字高田 1 - 1 双葉町産業交流センター 405号室

TEL : 0240-33-2311

☆商品券及び購入証明書等のサンプルは、後日お示しします。